

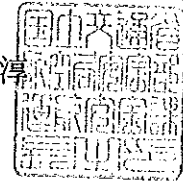


国空航第869号
平成25年2月5日

一般財団法人日本航空協会
会長 野村 吉三郎 殿

国土交通省航空局
安全部運航安全課長

島村 淳



東京電力福島第一原子力発電所周辺の
飛行禁止区域の制限緩和について

航空法第80条及び航空法施行規則第173条ただし書きの規定に基づき、平成24年2月24日付け国空航第683号により定められた飛行禁止区域を下記のとおり飛行制限区域に改めるので、貴会員関係各社等に対し周知されたい。

なお、今回の措置により5000フィートを超える高度の飛行制限は解除されることとなるが、航空機による原子力施設に対する災害を防止するため、引き続き施設上空の飛行は、出来る限り避けられるよう、あわせて周知されたい。

記

1. 区域

東京電力福島第一原子力発電所（北緯37度25分18秒東経141度01分56秒）を中心とする半径3キロメートルの円内の区域

2. 期間

平成25年2月6日午前0時0分から当分の間

3. 高度

地表面又は水面から5000フィート